標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)の記入方法等について

請求書の記入方法等について

1.「請求する年金分割の種類」欄について

今回の請求する年金分割の種類について、該当する方に○をつけてください。

「合意分割」とは、当事者の合意又は裁判手続により按分割合を定め、当事者の一方からの請求により、 当事者間で厚生年金の標準報酬を分割するものです。

「3号分割」とは、国民年金の第3号被保険者であった方の請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割するものです。

2. 「1」請求者」欄について

当事者のうち、請求される方について記入してください。

旧姓がある方は、氏名欄にご記入をお願いします。「氏名」及び「住所」のフリガナは、カタカナで記入してください。

3. 「② 配偶者であった方」欄について

当事者のうち、請求される方の配偶者であった方について記入してください。

旧姓がある方は、氏名欄にご記入をお願いします。「氏名」及び「住所」のフリガナは、カタカナで記入してください。

(注) **配偶者であった方**の住所が不明な場合は、「住所」欄は「**不明**」と記入してください。

4. 「③ 婚姻期間等」欄について

- ■「1」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等について、該当する項目を○で囲み、それぞれの項目に応じて定められた欄を記入してください。
- ■「2」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が「法律婚期間(婚姻の届出をした期間をいう。以下同じ。)のみ」の方が記入してください。「⑩婚姻した日」は、戸籍謄(抄)本に記載されている「婚姻の届出年月日」を記入し、「⑪離婚した日、または婚姻が取り消された日」は、戸籍謄(抄)本の「離婚の届出年月日」等を記入してください。
- ■「3」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が「事実婚期間(婚姻の届出をしていないが 事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間をいう。以下同じ。)のみ」の方が記入してください。「⑩ 事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫(又は妻)が、妻(又は夫)の被扶 養配偶者として第3号被保険者であった期間(当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間)の初日 を記入し、「⑪事実婚関係が解消したと認められる日」は、「事実婚関係を解消した日」を記入してく ださい。
- ■「4」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が「事実婚期間から引き続く法律婚期間」の 方が記入してください。「⑩事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫(又は 妻)が妻(又は夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間(当該期間が複数ある場合には、 もっとも古い期間)の初日を記入してください。「⑩婚姻した日」と「⑪離婚した日、または婚姻が取り 消された日」は、上記の「2」欄の記入方法をご参照のうえ、記入してください。
- ■「5」欄は、**「事実婚期間」を有する方が記入**してください。事実婚期間のうち、夫(又は妻)が妻(又

- ■は夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間を記入してください。記入欄が足りない場合は、枠外に「別紙に続く」と記入のうえ、別紙(様式は問いません)にその続きを記入してください。ご自身の第3号被保険者であった期間が分からない場合は、年金事務所で記録を確認することができますので、年金事務所の窓口等でお尋ねください。
- 5. 「4 対象期間に含めない期間」欄について(第3号被保険者期間にかかる分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。)

標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間が、次の①又は②に掲げるいずれかの期間と重複する場合、 その「婚姻期間から①及び②の期間と重複する期間を除いた期間」が年金分割の対象期間となり、当該期間に基づき標準報酬を改定することになります。

- ① 請求者及び配偶者であった方以外の者(以下「第三者」という。)が、その当事者のどちらか一方の被扶養配偶者であった方として第3号被保険者であった期間
- ② 請求者及び配偶者のうち、そのどちらか一方が、第三者の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
- このような場合は、第三者に係る記録を特定する必要があり、 ④欄「1」又は「2」について、「はい」を○で囲んだ場合、当該第三者の氏名(必ずフリガナも記入してください。)、生年月日及び基礎年金番号を記入してください。
- 年金分割を行った後に、①又は②に該当する第三者がいることが明らかになった場合は、年金分割が 無効となることがありますので、ご留意ください。
- 当事者の他方について上記の①又は②の期間が不明の場合は、「不明」と記入してください。
- 6. 「5 按分割合」欄について(第3号被保険者期間にかかる分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。)

公正証書、公証人の認証を受けた私署証書又は按分割合を定めた確定審判、調停調書、確定判決若しくは和解調書の謄本若しくは抄本に記載された按分割合を記入してください。

なお、記載された按分割合に小数点5位未満の端数がある場合は、これを四捨五入してください。

7. 「⑥ 厚生年金基金のポータビリティ制度を利用していますか」欄について

厚生年金基金のポータビリティ制度を利用していない場合は「利用していない」を〇で囲んでください。 利用している場合は「利用している」を〇で囲み、「⑨又は[1]欄の婚姻期間等に係る資格記録」の備考欄に移換先の基金名を記入してください。

- 8. 「7」請求者の意思確認」欄について
 - ■請求される方について記入してください。
 - ■当事者双方が共同で請求する場合は、当事者双方が氏名を記入してください。
 - ■当事者の一方が既に死亡している場合には、死亡した年月日を記入してください。
- 9. 「⑧ 対象期間」欄及び「⑩ 特定期間」欄について

この欄の記入は必要ありません。

10. 「⑨ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録」欄及び「⑪ 配偶者であった方の婚姻期間等に係る資格記録」欄について

それぞれ婚姻期間等に係る資格記録について、できるだけ詳しく正確に記入してください。

《記入例》	くわしくわからないときでも、都市区名までは記入してください。					
			くわしくわからが 夏とか冬までとし		手月まであるいは してください。	何年の
	Γ	事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名 (個民年金に加入していた場合は 国民年金と記入して下さい。)	● 事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入時の住所		加入していた 年金制度の種類 (oで囲んでください)	
	1	(有) 〇〇商店	台東区台東2-x	昭和50.4.1から 昭和61.3.31まで	1 国民年金(1号·3号) ②厚生年金保険 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
加入していた 加名金属のと はないと はないで はないで はたいで はたいで はたいで はたいで はたいで はたいで はたいで はた	2	国民年金	杉並区高井戸西 3-x-x	昭和61.4.1から 平成6.9.30まで	(1 国民年金)(1等)3号) 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険(設員) 4 共済組合等	
	3	△△化学 (株)	江東区亀戸 5-x-x	平成6.10.1から 平成15.3.31まで	1 國民年金(1号·3号) ②厚生年金保険) 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
	4	△△化学 (株) 大阪工場	大阪市東区谷町 9-x	平成15.4.1から 平成21.3.31まで	1 国民年金 (1号·3号) (2 原生年金保険) 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
	5	国民年金	三鷹市下連雀 2-x-x	平成21.4.1から 平成27.3.31まで	1 国民年金(1号(3号) 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
厚生年金保険	6	(株)口口産業	豊島区東池袋 3-x-x	平成27.4.1から 継続中 まつ	1 國民年金(1号·3号) (2 原生年金保険) 3 原生年金保険(船員) 4 共済組合等	
の被保険者である状態が続いている場合	7			J	1 国民年金(1号·3号) 2 厚生年金保験 3 厚生年金保験(船員) 4 共済組合等	
には、「継続 中」と記入し てください。	教 模					

請求書に添えなければならない書類

- 1. (①に個人番号を記入したとき) マイナンバーカード等
 - (①に基礎年金番号を記入したとき) 基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 2. ①欄に記入した方と②欄に記入した方の身分関係(婚姻期間等)を明らかにできる戸籍の謄本、当事者 それぞれの戸籍の抄本、戸籍の全部事項証明書又は当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書(住民票により 代えることはできません。)
- (注)事実婚関係にあった期間を有する方や事実上離婚したと同様の事情にあると認められる場合により請求をされた方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類や事実上離婚したと同様の事情にあると認められることを明らかにする書類が必要となりますので、詳細については年金事務所にお問い合わせ下さい。
- 3. 請求日前1か月以内に作成された当事者(第3号被保険者にかかる分割のみの請求の場合は、配偶者であった方)の生存を証明することができる書類(戸籍の抄本、住民票(コピー不可)等)(請求書に個人番号を記入することで省略できます。)
- (注) 2の書類で確認できる場合は必要ありません。
- 4. 当事者の一方が死亡した場合(第3号被保険者にかかる分割のみの請求の場合は、配偶者であった方が死亡した場合)は、死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類(戸籍の抄本、住民票(コピー不可)等)
- (注) 2の書類で確認できる場合は必要ありません。
- 5. 按分割合が記載された次に掲げるいずれかの書類(第3号被保険者期間にかかる分割のみの請求の場合は不要です。) ① 当事者間の話し合いにより、按分割合について合意したとき 公正証書の謄本若しくは抄録謄本、又は公証人の認証を受けた私署証書(注1)

- ② 裁判所における手続により、按分割合について定めたとき(注2)(注3)
 - ア 審判(判決)の場合…審判(判決)書の謄本又は抄本及び確定証明書
 - イ 調停(和解)の場合…調停(和解)調書の謄本又は抄本
- (注1) ①については、按分割合のほかに、分割改定の請求についての当事者間の合意が記載されていることが必要です。
- (注2) ②のうち、審判書又は調停(和解)調書の謄本又は抄本を添付する場合に、審判又は調停の申立てをした日を証する書類(裁判所が発行する証明書)が必要となるときがあります。
- (注3) 家庭裁判所で住所または氏名の秘匿決定を受けた場合には、秘匿事項届出書面謄本及び秘匿決定謄本 があわせて必要となります。
- 6. 当事者又はその代理人が年金事務所に直接書類等を持参して請求を行うときは、上記の5に代えて 次に掲げる書類等を持参することにより請求できます。(当事者双方、当事者一方と当事者他方の代理 人又は当事者双方のそれぞれの代理人、いずれの組合せでも来所することが可能ですが、必ず2人で 来所していただくことが必要です。)
 - ① 当事者双方が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、かつ、当事者自らが署名した書類
 - ② 当事者が年金事務所の窓口に来所する場合
 - ・ 当事者の運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)、パスポート(令和2年2月4日より前に発行された所持人記入欄のあるものに限る)、個人番号カード(マイナンバーカード)又は当事者の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書
 - ③ 当事者の代理人が年金事務所の窓口に来所する場合
 - ・ 当事者の記名及び押印がある委任状(押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付が必要です。)
 - ・ 代理人の運転免許証、運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたものに限る)、パスポート(令和 2 年 2 月 4 日より前に発行された所持人記入欄のあるものに限る)、個人番号カード (マイナンバーカード) 又は代理人の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書
 - ※ ①の書類の様式及び③の委任状の様式は年金事務所に備えつけてあります。

<添付書類の取扱いについて>

- ■添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- ■戸籍謄本、住民票等(年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。)の原本については、 原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お 返しいたします。(第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。)

請求書の提出先など

- 1. 請求書は、原則として、請求者の住所地を管轄する年金事務所へ提出してください。
- 2. お問い合わせについては、全国の年金事務所及び年金相談センターで承っております。
- 3. 年金事務所の所在地及び電話番号は、日本年金機構ホームページ(https://www.nenkin.go.jp/)に掲載しています。上記のほか、各共済組合等へ提出可能です。

提出期限

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

- (1) 離婚が成立した日
- (2) 婚姻が取り消された日
- (3) 事実婚関係が解消したと認められる日(事実婚関係から引き続く法律婚期間を有する場合を除く) ただし、裁判手続により按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求 期限の特例があります。また、既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月を経過すると 請求することができなくなります。